

## 第4回太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会 次第

日 時 令和4年3月17日（木） 13時半～

場 所 プラムカルコア太宰府 4階多目的ホール

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 確認事項

議事1 経緯報告 【資料1・2】

#### (2) 審議事項

議事2 地域計画の修正案について 【資料3・4】

### 3 連絡事項

### 4 閉会

太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会 （令和4年3月17日現在）

開催	開催時期	主な協議事項
令和2年度	1回目	12月25日 ○用語の整理 ○計画の骨子 ○計画作成の背景と目的 ○太宰府市の歴史文化の特徴（その1）
	2回目	3月26日 ○太宰府市の歴史文化の特徴（その2） ○目指す方向 ○課題 ○基本方針（その1）
令和3年度	関係各課ヒヤリング（5月～）	
	3回目	5月28日 ※素案の提示 ○目指す方向と基本方針（その2） ○文化遺産の保存・活用の推進体制や仕組み 7月15日 ※素案の提示 ○措置、パブリックコメント前の案の確認
	パブリックコメントの実施（7月末～8月末）	
	関係各課ヒヤリング（2月～3月）	
	4回目	3月17日 ※素案修正案の提示 ○経緯報告 ○地域計画の修正案について
令和4年度	4月文化庁提出、5月～省庁協議（予定）	
	6月末頃に正式申請、7月文化庁認定（予定）	

## 1、文化庁からの指摘

### (1) 全体的な事項

- ・地域計画は、各市町村の計画であるとともに、文化庁の計画である。
- ・計画書は必要な内容は書くべき（ボリュームが増えてもよい）
- ・計画の体裁

### (2) 主な指摘内容

#### ○序章

- ・「計画作成の背景と目的」は、「背景」と「目的」とで項目立てる。
- ・計画を作成する目的をわかりやすく。
- ・用語の説明は、用語だけを説明する（制度の説明は別に記す）。
- ・計画の認定や変更に関する内容を記載する。
- ・文化遺産・文化財の種類ごとの説明がほしい。

#### ○第1章 全体構想

- ・「歴史的背景」は、時代ごとに流れを書く。
- ・「歴史文化の特徴」は、市の歴史文化がみえるように項目を挙げ、短い説明文を足す。
- ・官民協働の取り組みの説明など、同じような内容があちこちに書かれている。まとめられないか。
- ・1章2節「文化遺産に関わる主な取り組み」は、文化遺産の概要と取り組みを分けたほうがよい。
- ・1章2節の「取り組み」の7項目は、「現状」として2章の「課題」と併記してはどうか。

#### ○第2章 個別計画

- ・「文化財保存活用区域」は、区域設定に伴って措置の記載が必要。
- ・読みやすくなるよう、小見出しなどを追加。

## 2、主な修正・変更点

### (1) 文章の整理、用語の整理

序章 第1節 計画作成の背景と目的	→ 文章の整理
第2節 計画の対象（用語の定義を含む）	→ 文章の整理、用語の整理
第4節 官民協働の主な担い手	→ 新規追加
第7節 関連計画との関係	→ 図の変更、文化財関連計画の追記
第1章 第1節 太宰府市の概要	
1. 自然的・地理的特性	→ 内容の加筆
2. 社会的状況	→ (3) 学校、(8) 歴史文化を発信する主な施設を新規追加
3. 歴史的背景	→ 通史的に加筆・編集（分散と集約）
第2節 太宰府市の文化遺産	→
1. これまでの文化財・文化遺産調査	→ 新規追加
2. 文化遺産の概要	→ 加筆、編集
第3節 歴史文化を未来へつなぐ官民協働の取組 (旧、文化遺産に関わる主な取り組み)	→ 全体的に編集・加筆（分散と集約）
第4節 太宰府市の歴史文化の特徴	→ 修正 ※下記(2)参照
第5節 目指す方向（旧、100年の目指す方向）	→ 不足を足し、文章を整理

第6節 文化遺産の保存・活用に関する基本方針 → 文章の整理

(旧、文化遺産の保存・活用に関する方針)

第2章 第1節 措置の設定

→ 修正 ※下記(3)参照

第2節 基本的措置(市全域)

第3節 重点的措置(保存活用区域)

(2)「歴史文化の特徴」の修正

→「第1章 第1節 3 歴史的背景」に記載した内容と、市域の指定文化財・文化遺産・市民遺産等から抽出した13項目を、「歴史文化の特徴」としました。

(3)「第2章 個別計画」(アクションプラン)の修正

- ・文化庁より、計画期間(10年間)で行う具体的な事業を記すよう指示がありました。
- ・また、国土交通省の歴史的風致維持向上計画に基づく事業との関係を明示するよう指示がありました。
- このため、主に文化財課・都市計画課で行っている文化財関連事業計画をもとに「保存活用区域」と設定し、その他の関連事業を加えて、10年間で戦略的に具体化や効果を高める「重点的措置」としました。
- その他、市域全体で進める措置を「基本的措置」としました。

### 3、結果

- ・計画全体のボリュームは増え、見やすいように構成を変更しましたが、計画の大枠や、措置の内容自体は、大きく変わってはおりません。
- ・修正前の計画素案でパブリックコメントを行っています。2件のご意見をいただいておりますが、計画の骨子に関わる内容や、今回の修正に関わる内容ではないため、パブリックコメントを改めて行う必要はないと考えています。
- ・このため、策定協議会の審議と、文化財専門委員会への報告を通して、計画を確定させ、申請したいと考えています。

	該当ページ	ご意見等	市の回答
1	-	<p>市民祭を政庁跡に復活していただきたい。 古代使節が来たときには公式的にお迎えしていた。 文化財史跡の活用の最重要課題はこれである。 令和を記念し市民祭を政庁跡で行う事は文化庁も理解を示すはず。</p>	<p>政庁跡については、様々な課題とともに、平成30年6月の文化財保護法の改正を受け、利活用の在り方について検討する時期であると考えております。イベント活用について、今後の政庁跡再整備の中で検討してまいります。</p>
2	表紙、3頁	<p>「世界に冠たる令和発祥の都の実現に向けて」、「世界に冠たる令和発祥の都にふさわしい文化遺産の保存・活用」についての意見。</p> <p>九州の歴史的な資料の保存のことは、幾多の学者によって論じられているが、飛鳥や平城、藤原の問題と関連して、やはり、そこには地域住民の問題提起と、意思が存在しなければならない、と思っている。ビジョンが打ち立てられる、その前提となるものに、地域の人々は参加していかなければならないであろう。</p> <p>ただ一つの政治的配慮というよりも、その地を必死に考え、歴史と応答していくこころのあり方こそ、未来を決定</p> <p>する。大いなる都府樓の礎石は、何も語らない。 発掘された残りの埴も瓦も土器も何も語らない。幾世紀か経た後に、明るい筑紫路のひかりのなかで、とどまった表情のこころかもしれない。</p> <p>それはむしろ歴史のはじらいに似た優美すら感得することが出来る。</p> <p>現代の文化の進展のなかで保存修景の事業は、その意味で未来の歴史に継承されていかなければならない精神は何かということであろう。</p> <p>それは、広い意味においての文化の防衛であり、民族文化の世界史的な意味での防衛であろう。</p> <p>アンコールワットに陣地構築のニュースをきいたとき、私の心に深く揺曳したものはアジアの心のいたみであった。</p> <p>保存される可能性も、現代のたたかひの前に埋没していくのが近代性という表現をとるものであれば、それは精神へのアナクロニズムにほかならないであろう（「老楠のほとりで」西高辻信貞著より引用）</p> <p>「世界に冠たる令和発祥の都の実現に向けて」と「世界に冠たる令和発祥の都にふさわしい文化遺産の保存・活用」と掲げてありますが、その中の「世界に冠たる」という文言、太宰府市には、「歴史とみどり豊かな文化のまち」「まほろばの里」という将来像なり、目標が以前からありながら何故、変更しなければならないのか。また、「令和発祥の都」の文言とも併せて何故、使用されるのか問う。</p>	<p>「「歴史とみどり豊かな文化のまち」「まほろばの里」という将来像なり、目標が以前からありながら何故、変更しなければならないのか。また、「令和発祥の都」の文言とも併せて何故、使用されるのか」のご質問についてですが、本市は総合計画に「歴史とみどり豊かな文化のまち」「まほろばの里」という将来像を掲げ、より豊かな住環境の充実をめざしてまちづくりを進めてきました。その将来像は令和2年度に策定した「第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（太宰府市まちづくりビジョン）に示した4つの構想の一つ「歴史と文化とみどりのまち」として引き継がれています。</p> <p>本計画はこの総合戦略を上位計画としており、総合戦略が掲げる『令和発祥の都 羽ばたく太宰府』の文言をもとに、「令和発祥の都」を使用しています。</p> <p>次に世界遺産登録を目指すことについてですが、東アジアとの交流を紐解く上で重要な史跡が本市域にあることから、「今後100年の目指す方向」の中で、ご意見にあった世界遺産への登録の可能性を追求することを記載しております。</p>

併せて、残念ながら、まだ「世界に冠たる・・・」とは、国際社会で「大宰府」が名をはせるようになっていないとは到底、思いません。

なぜなら、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of World Cultural and National Heritage)に基づく、イコモス(国際記念物遺跡会議(ICOHOS: International Council on Monuments and Sites))の主催の会議が、平成27年10月26~29日、アクロス福岡で開催された。この時に、会議の翌日、諸外国からの出席メンバーの方々が、視察を兼ねて太宰府を訪問されました。

太宰府へ行かれる会議出席者の方々に「大宰府」についての質問をしてみました。残念ながら、色よい答えは返って

きませんでした。

現在の状況が、変化して、好転しているとは、到底思われないと推察致します。

平成29年7月、宗像市の沖ノ島、宗像大社三宮等においては『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』というテーマでユネスコの世界文化遺産に登録されています。

平成27年4月太宰府市は、「日本遺産」に認定されている。

世界遺産と日本遺産との目的の違いはあるとしても、「アジアの原点」となる「大宰府の文化遺産」は、世界文化遺産登録を行って、後世に伝授していかなければならない。

同時に、「世界に冠たる令和発祥の都の実現に向けて」、「世界に冠たる令和発祥の都にふさわしい文化遺産の保存・活用」ということを謳うのであれば、国際的にも名を馳せ

る、又権威のあるユネスコの「世界文化遺産」に登録するべきである。

太宰府市は、毎年、教育費予算に世界遺産連絡協議会負担金25千円を計上しているのではないですか。何故に、世界遺産連絡協議会負担金予算を計上しているのですか。

地元住民として思うことは、太宰府市は、世界遺産登録を目指さないと太宰府市の文化財の保存活用はできないと考察します。

宗像市は、世界文化遺産「『神宿る島』沖ノ島と関連遺産群」に登録されているのに、今まで太宰府市は何をしておられたのですか、怠慢ではないかと思えます。

以上のことについて、太宰府市に問う。

該当ページ	ご意見等	市の回答
2 41頁	<p>第4節 100年の目指す方向</p> <p>具体的には、従来の日本遺産「西の都」を本市単独からかつての大宰府のエリアである7自治体に広域変更したように、大宰府的な観点でこの地を捉え直し、かつて我が国の政治、外交、防衛、文化、交易などの要衝であり、アジア、世界との玄関であったこの地の成り立ちにふさわしく、国際シンポジウムの開催、令和や万葉集にちなんだ館や旅人像建設、政庁の建造物や朱雀大路の復元、世界遺産登録などの可能性を追求します、ということについての意見。</p> <p>「本市単独からかつての大宰府のエリアである7自治体に広域変更したように大宰府的な観点でこの地を捉え直し……。」とあるが、大宰府の意義について、大宰府市は、理解がなされていないのではないだろうか。</p> <p>大宰府は、1350年の由緒あるまち、文化的、歴史的、民族学的、宗教学的に日本国の成り立ちにおいて、古代から近世において深くかかわってきたのである。</p> <p>また、大宰府においては、他の自治体とは、全く異なる価値観が存在する。西海道を統治する大宰府が置かれていたこと、水城堤防、観世音寺、太宰府天満宮、古代の都市計画制度の条理制、太宰府天満宮所蔵の国宝「翰苑」等を有し、さいふ六町をして太宰府天満宮の祭祀が有り、門前町としても存在するまちである。</p> <p>一度、太宰府市長は、「翰苑」竹内理三校訂・解説 太宰府天満宮文化研究所発行を一読されてみては如何ですか。これらのことなどが理解されていないから、「大宰府的な観点で、この地を捉え直し」などの考え方が出てくるのではないかと思考します。</p> <p>「大宰府的な観点」とは、大宰府には相容れないと考察します。</p> <p>「国際シンポジウムの開催」と有りますが、ユネスコ協会連盟及び日本イコモス国内委員会（ICOMOS JAPAN）を通じて、イコモス〔国際記念物遺跡会議（ICOMOS: International Council on Monuments and Sites）〕に働きかけをなされないのでですか。宗像市関係では、平成27年10月26～29日、アクロス福岡にて、「2015 Advisory committee Symposium」（年次総会、諮問委員会、学術シンポジウム）を開催しておられます。小川洋福岡県知事も出席しておられました。</p> <p>政庁の建造物等の建設等については、国の特別史跡となっている政庁跡に建てることを文化庁が許可するとは到底、考えられません。</p> <p>これらの建造物を建設するには、予算、延いては財源が伴いません。</p> <p>令和3年度太宰府市一般会計の当初予算では、歳入予算に、コロナ禍による税収の落ち込みが見込まれる、財政調整基金等からの繰入金639、166千円、ふるさと納税寄付金収入700,000千円 - ふるさと納税関連業務委託料費367,988千円 = 332,012千円 ふるさと納税寄付金収入、平成元年度（決算ベース）283,045千円 ふるさと納税寄付金が、極端に増収になるとは、考えにくいと推察する。</p> <p>このような太宰府市の予算が、逼迫している中で、色々な</p>	<p>「大宰府的な観点」については、近隣自治体との幅広い広域連携、福岡都市圏での共同事業推進、国内の重層的な交流人口の拡大、国際交流など多分野にわたる圏域拡大を念頭におく視点で、古代の「大宰府」が現在の市町境を越えた地理的範囲を有していたことや西海道全体に管轄が及んでいたことを基礎としています。</p> <p>文化財保護に関しては、近年も水城・大野城・基肄城1350年記念事業（2014～2015年）、日本遺産認定（2015年本市単独型で認定。2020年1県6市町を追加しシリアル型として再認定）など周辺市町との連携を進め、姉妹都市の大韓民国扶餘郡と共同での国際シンポジウムや、写真展などに取り組んでいるところ です。</p> <p>大宰府地域の価値を歴史的に捉え直すとともに、多様な取組みを進め、世界遺産登録、政庁や朱雀大路の復元などの実現可能性について、市民の皆さまと議論を深めつつ検討していく必要があると考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、現在これらを実現することは学術的にも財政的にもハードルが高たいへん難しいことではありますが、100年後の大きな目標として掲げること、歩みが進むことを期待し記載しております。頂いたご意見を踏まえ、検討を進めて参ります。</p>

箱物等を建設するには、財政に破綻をきすことになると考察致します。

これらのことについて太宰府市はどのように考えておられるのかを問う。

以上

※緑字は、削除した項目等

※青字は、新たに加えた項目等

新旧対照表 計画の全体構成

旧 (パブリックコメント版)	新
<p><b>序章</b></p> <p>第1節 計画作成の背景と目的</p> <p>第2節 計画期間</p> <p>第3節 計画の対象</p> <p>第4節 用語の定義</p> <p>第5節 計画の対象区域</p> <p>第6節 作成体制と経過</p> <p>第7節 関連計画との関係</p> <p>第8節 計画の構成</p> <p><b>第1章 [全体構想]</b></p> <p>第1節 太宰府市の概要</p> <p>1. 自然的・地理的特性</p> <p>(1) 位置・面積</p> <p>(2) 地形・地質</p> <p>(3) 気候</p> <p>(4) 動植物</p> <p>2. 社会的状況</p> <p>(1) 市町村合併</p> <p>(2) 人口</p> <p>(3) 産業</p> <p>(4) 観光</p> <p>(5) 土地利用</p> <p>(6) 交通</p> <p>3. 歴史的背景</p> <p>地政学的背景と太宰府の成立</p> <p>歴史文化の中核をなす古代太宰府</p> <p>変転する太宰府</p> <p>歴史文化を未来へつなげる取組み</p>	<p><b>序章</b></p> <p>第1節 計画作成の背景と目的</p> <p>第2節 計画の対象</p> <p>第3節 計画の対象区域</p> <p>第4節 官民協働の主な担い手</p> <p>第5節 計画期間</p> <p>第6節 作成体制と経過</p> <p>第7節 関連計画との関係</p> <p>第8節 計画の構成</p> <p><b>第1章 [全体構想]</b></p> <p>第1節 太宰府市の概要</p> <p>1. 自然的・地理的特性</p> <p>(1) 位置・面積</p> <p>(2) 地形・地質</p> <p>(3) 気候</p> <p>(4) 動植物</p> <p>2. 社会的状況</p> <p>(1) 市町村合併</p> <p>(2) 人口</p> <p>(3) 学校</p> <p>(4) 産業</p> <p>(5) 観光</p> <p>(6) 土地利用</p> <p>(7) 交通</p> <p>(8) 歴史文化を発信する主な施設</p> <p>3. 歴史的背景</p> <p>先史時代 (旧石器～古墳時代)</p> <p>古代 (飛鳥～平安時代)</p> <p>中世 (平安時代末～安土桃山時代)</p> <p>近世 (江戸時代)</p> <p>近現代 (明治時代～)</p>

## 第2節 太宰府市の文化遺産に関わる主な取り組み

### 1. 文化遺産の概要

#### (1) 文化遺産

#### (2) 文化財

#### (3) 市民遺産

#### (4) 日本遺産

#### (5) 歴史的風致

### 2. 文化遺産に関わる主な取り組み

平成17(2005)年まで

平成17(2005)年以後

令和元(2019)年以後

#### (1) 教育・学習

#### (2) 調査・継承

#### (3) 歴史的景観・環境の保全

#### (4) 防災・防犯

#### (5) 情報発信

#### (6) 産業・観光振興

#### (7) 支援・リード(先導)

<文化遺産に関する区域設定の実績>

## 第3節 太宰府市の歴史文化の特徴

(元は、古代大宰府にはじまる歴史文化、官民協働の保護の歴史風土、の2本立てで、地域の特徴を文章化していた)

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

### ●文化庁指摘

※文章ではなく、特徴を項目ごとにする。

※太宰府市は、全時代にそれぞれ特徴があるのでは？

※挙げた特徴の今後について。措置は未定でも方針は書いてほしい。

➡ 検討し修正しました。

### ●課題

※太宰府市民遺産の取扱い

➡ 内容は、後ろに資料編を設けて紹介しました。

## 第2節 太宰府市の文化遺産

### 1. これまでの文化財・文化遺産調査

### 2. 文化遺産の概要

#### (1) 地区ごとの文化遺産の紹介

#### (2) 分類ごとの文化遺産の紹介

### 3. 指定文化財

### 4. 太宰府市民遺産

### 5. 日本遺産

### 6. 歴史的風致

## 第3節 歴史文化を未来へつなぐ官民協働の取組

平成17(2005)年まで

平成17(2005)年以後

令和元(2019)年以後

## 第4節 太宰府市の歴史文化の特徴

### 1. [平野をつなぐ交通要衝](#) (地峡帯としての特徴)

### 2. [地形を活かした防衛拠点](#) (防衛拠点としての特徴)

### 3. [「遠の朝廷」大宰府](#) (古代大宰府としての特徴)

### 4. [「天下の一都会」、古代文化が薫るまち](#) (古代文化を伝えるまちとしての特徴)

### 5. [戦乱の舞台と中世城館](#) (中世戦乱の舞台としての特徴)

### 6. [百花繚乱の中世都市と寺社](#) (中世都市・宗教拠点としての特徴)

### 7. [太宰府天満宮を核とした歴史文化](#) (太宰府天満宮という特徴)

### 8. [「明治維新策源地の地」](#) (幕末の五卿落ちにかかわる特徴)

### 9. [近世から続くマチ・ムラの祭事](#) (近世起源の地域祭事が伝わるという特徴)

### 10. [人と遺跡の共存史](#) (人と遺跡の共存史としての特徴)

### 11. [太宰府に集まる文化財](#) (奉納・寄贈による文化財集積地としての特徴)

### 12. [山に登る文化](#) (登山にかかわる歴史文化を有する特徴)

### 13. [太宰府を愛する芸術家たちの創作活動](#) (芸術文化を生み出す場としての特徴)

第4節 100年の目指す方向

第5節 文化遺産の保存・活用に関する方針

## 第2章 [個別計画]

第1節 基本的な考え方

第2節 文化遺産の保存・活用に関する課題

第3節 文化遺産の保存・活用に関する戦略と措置

第4節 文化財保存活用区域

## 第3章 [推進に向けて]

第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制

第2節 文化遺産の保存・活用の進捗管理

第3節 登録文化財の提案

第5節 目指す方向

第6節 文化遺産の保存・活用に関する基本方針

## 第2章 [個別計画]

第1節 措置の設定

第2節 基本的措置（市全域）

第3節 重点的措置（保存活用区域）

## 第3章 [推進に向けて]

第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制

第2節 文化遺産の保存・活用の進捗管理

第3節 登録文化財の提案

資料 太宰府市民遺産

新旧対照表 序章 第1節 計画作成の背景と目的

旧（パブリックコメント版）	新
<p>太宰府市（以下、「本市」という）は、誇りうる悠久の歴史と豊富な文化財を有するまちとして、全国に知られています。令和3（2021）年に史跡指定100年を迎えた大宰府跡、水城跡をはじめ、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡及び宝満山の8つの国史跡で構成される圧倒的な存在感のある史跡群は、市域の16%を占めており、観世音寺や太宰府天満宮等には、全国に知られる国宝や重要文化財が所蔵されています。これらは長い時間のなかで人びとに大切に守られてきました。この国内有数の豊かな歴史環境は、日本初となる国立歴史系博物館・九州国立博物館誘致をも実現し、本市はその後1000万人にも及ぶ観光客をお迎えする、一大国際観光都市となっています。</p> <p>さらに特筆すべきは、約1300年前の天平の世、大宰帥大伴旅人によりこの地で催された梅花の宴の情景をうたった万葉集を典拠として、新元号「令和」が誕生したことです。本市は令和発祥の都として、全国はもとより海外からも広く注目を集めることとなりました。この慶事は、この地が古より我が国の政治・外交・防衛・交易・文化の要衝であり、アジア、世界と日本を結ぶ窓口であった歴史的意義に改めて脚光を浴びる大きな契機となりました。</p> <p>一方、地域の人びとが大切に守り育んでいきたいと思うものは、こうしたわが国を代表するような文化財だけではなく、祠や老木、記念碑、小さな神社、そして地域生活と密接に関わる祭事や慣習なども数多くあります。</p> <p>本市では、指定等の文化財とともに、市民生活の中で身近にある大切にしたいモノやコトを広く柔軟に「文化遺産」と呼び、そして、文化遺産を未来へつないでいくためのマスタープランとして平成22（2010）年度に『太宰府市歴史文化基本構想（以下「歴文構想」という）』を策定し、「文化遺産からはじまるま</p>	<p><b>1. 背景</b></p> <p>太宰府市（以下、「本市」という）は、誇りうる悠久の歴史と豊富な文化財を有するまちとして、全国に知られています。令和3（2021）年に史跡指定100年を迎えた大宰府跡、水城跡をはじめ、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡<b>附老司窯跡</b>、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡及び宝満山の8つの国史跡で構成される圧倒的な存在感のある史跡群は、市域の16%を占めており、観世音寺や太宰府天満宮等には、全国に知られる国宝や重要文化財が所蔵されています。これらは<b>本市が積み重ねる歴史の舞台だったことを示すもので</b>、長い時間のなかで人びとに大切に守られてきました。この国内有数の豊かな歴史的環境は、九州国立博物館誘致をも実現し、本市はその後1000万人にも及ぶ観光客をお迎えする、一大国際観光都市となっています。</p> <p>さらに特筆すべきは、約1,300年前の天平の世、大宰帥大伴旅人によりこの地で催された梅花の宴の情景をうたった万葉集を典拠として、新元号「令和」が誕生したことです。本市は令和発祥の地として、全国はもとより海外からも広く注目を集めることとなりました。この慶事は、この地が古より我が国の政治・外交・防衛・交易・文化の要衝であり、アジア、世界と日本を結ぶ窓口であった歴史的意義に改めて脚光を浴びる大きな契機となりました。</p> <p>一方、本市には、地域の人びとが大切に守り育んでいきたいと思うものは、わが国を代表するような文化財だけではなく、祠や老木、記念碑、小さな神社、そして地域生活と密接に関わる祭事や慣習など多数あります。<b>これらも地域の豊かな歴史文化を物語る存在です。地域の人びとはこれらを大切に守ってきましたが、中には、次第に忘れられ、ついには失われるものも少なくありません。</b></p> <p>本市では、<b>全国に先駆け、上記の危機感に向き合い、指定や登録された文化財だけでなく、市民や地域等が将来の世代に伝えていきたいモノやコトを「文化遺産」と呼び、未来へつないでいくことを目指して</b>、平成22（2010）年度に『太宰府市歴史文化基本構想（以下「歴文構想」という。<b>※1</b>）』を策定し、「文</p>

ちづくり」をテーマに、市民等との協働で、文化遺産を見守り、文化財として保護し、太宰府市民遺産（以下、市民遺産）として育成する活動に取り組んできました。

『歴史構想』の運用を開始して 10 ヶ年が経過しています。その間、『太宰府市環境基本計画』や、『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画（以下「景観計画」という）』、『太宰府市歴史的風致維持向上計画（以下「歴まち計画」という）』など、関係する理念計画、事業計画を併用しつつまちづくりを推進し、市民の文化遺産を未来へつなぐ取組みを進めてきました。

こうした中、全国でも未指定の文化財を含めた地域の歴史文化の保護継承の取組みがはじまりました。そこでは本市が呼称するように文化遺産と文化財を区別せず、全て文化財として扱うため、ここでは「文化財」と表現しますが、これら「文化財」は、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による散逸、滅失等への対応が課題となっています。課題解決に向け、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた「文化財」を活かしつつ、「文化財」継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの必要性が高まっています。このような動向を踏まえ、平成 30(2018)年 6 月 8 日、文化財保護法（以下、「保護法」という）が改正され、公布されました（平成 31(2019)年 4 月 1 日施行）。保護法の改正は、「社会総がかりで文化財を保護する。」というこれまで本市が独自に取り組んできた文化遺産からはじまるまちづくりの考え方に沿うもので、今後の取組みがより一層進展しやすくなることが期待されます。

本市では、大宰府政庁が置かれて 1300 有余年、令和のご縁もいただき、大宰府跡や水城跡が史跡指定を受けて節目の 100 年を迎えました。この節目に、先人の積み重ねに改めて敬意と感謝を表しつつ、1300 有余年の歴史に思いを致し、更なる 100 年への展望を描いていかなければなりません。

本市は、太宰府の歴史文化を物語るすべての文化遺産を、市民誰もががしみ、また、地域の宝、日本の宝、世界の宝として、市民等との協働によってこれからも継続し保存・活用していくことを目指し、本計画を作成します。

本計画は、令和発祥の都として、これから 100 年先を見通し

文化遺産からはじまるまちづくり」をテーマに、市民等と協働で、文化遺産を見守り、文化財として保護し、太宰府市民遺産として育成する独自の取組みを進めてきました。

時を経て、全国でも未指定の文化財を含めた地域の歴史文化の保護継承の取組みが盛んになってきました。文化財のすそ野は広がり、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による散逸、滅失等への対応が広く課題と捉えられるようになっていきます。課題解決に向け、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財を活かしつつ、継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの必要性が高まっています。このような動向を踏まえ、平成 30(2018)年 6 月 8 日、文化財保護法（以下、「保護法」という）が改正され、公布されました（平成 31(2019)年 4 月 1 日施行）。保護法の改正は、「社会総がかりで文化財を保護する。」というこれまで本市が独自に取り組んできた文化遺産からはじまるまちづくりの考え方に沿うもので、今後の取組みがより一層進展しやすくなることが期待されています。

※ 1：歴史構想は、『太宰府市文化財保存活用計画（以下「保存活用計画」という）』（2005）と『太宰府市民遺産活用推進計画（以下「活用推進計画」という）』（2011）の 2 つの計画で構成されます。

## 2. 目的

本市は今、令和のご縁をいただき、また大宰府跡や水城跡が史跡指定を受けて節目の 100 年を迎えました。この節目に、先人の積み重ねに改めて敬意と感謝を表しつつ、1300 有余年の歴史に思いを致し、更なる 100 年への展望を描いていかなければなりません。本市の歴史文化がこれからも市民の誇りとなり、官民協働でこれを保護し、育む取組みを継続させるとともに、国内外からの来訪者にも、歴史文化が息づく魅力あるまち、訪れたいまちになるように、磨きをかけることが求められています。そのために、文化財の保存・活用、国際交流、地域間連携、防災力の強化等を考えるとした「第 2 期太宰府市まち・ひ

<p>つつ、本市独自の歴史を活かしたまちづくりを支えていくため、関連計画と連携・連動しつつ、保護法の改正により新たに動き始めた制度を活用し、保護法を立脚点とし直接的な運用を図っていくため、保護法第 183 条の 3 に基づく文化遺産保存・活用マスタープランでありアクションプランとして作成するものです。</p> <p><u>文化遺産からはじまるまちづくり</u>  <u>→世界に冠たる令和発祥の都にふさわしい文化遺産の保存・活用</u></p>	<p>と・しごと創生総合戦略」のもと、その目標達成に取り組んでいます。文化財の保存・活用についても、令和発祥の地にふさわしい大きな視点で課題を捉え直し、まちづくり、観光、産業分野等と連携しその解決に取り組んでいく必要があります。</p> <p>本計画は、保護法第 183 条の 3 に基づく文化財保存活用地域計画です。これから 100 年先を見通しつつ、本市独自の歴史文化を活かしたまちづくりを支えていくため、保護法の改正により新たに動き始めた制度等を活用し、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業、その他の分野との連携を図り、官民協働による文化遺産の先進的保存と活用の推進を図ることを目的とします。</p> <p><u>官民協働による文化遺産の先進的保存と活用の推進</u></p>
---	---

新旧対照表 序章 第2節 計画の対象

旧（パブリックコメント版）	新
<p>◆計画の対象</p> <p>本計画は、太宰府の歴史文化を物語るすべての文化遺産を対象とします。</p> <p>文化遺産は、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事と定義しています。したがって、例えば、古代大宰府や菅原道真など、太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産は、市内外を問わず広く存在しているため、本計画では、行政の枠組みにとらわれない範囲や見方も必要です。</p> <p>◆用語の定義</p> <p>文化遺産、文化財、市民遺産の用語は、平成 22(2010)年度にまとめた歴文構想にて示した考え方を基本的に踏襲しますが、歴文構想策定から 10 年の歳月が経過した中で、社会情勢の変化や運用の中で見えてきた新たな考えを取り入れ、本計画では次のように定義します。</p> <p>◆文化遺産と文化財・市民遺産の関係</p> <p>●文化遺産</p> <p>文化遺産とは、市民が未来の市民に伝えていきたいモノ・コトです。単なるモノだけを対象としているのではなく、「未来へ伝えたい」と思った時点で既に物語が伴っており、そこには人</p>	<p>文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の第 2 条には、文化財として 6 類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）が定義されています。この他にも、文化財保護法には、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承するうえで欠かせない文化財の保存技術が規定されています。</p> <p>本計画では、平成 22(2010)年度にまとめた歴文構想にもとづき、市民や地域又は市が将来の世代に伝えていきたいモノやコトを「文化遺産」、文化財保護法に規定される文化的所産を「文化財」とし、これらを計画の対象とします。</p> <p>文化財には、国・県・市において指定・登録された文化財と、それ以外の未指定・未登録の文化財があります。文化遺産は、指定・未指定を含んだ広義の文化財概念と概ね一致するものです。ただし文化財のように価値判断基準として学術的な評価軸を持たないものや概ね 50 年経っていないモノやコトも含まれています。</p> <p>なお、文化遺産には市外に所在するものも含まれます。これら市外に所在する文化遺産は、関係する自治体や住民等と連携し、保存・活用していくことを前提としています。</p>

が必ず介在することになります。また、価値判断の基準としての学術的、行政的な評価軸を持たないところが、次の文化財、市民遺産との大きな違いです。この評価軸を持たないものであるからこそ、この 10 年間の取組みで多様な文化遺産に関する情報を集めることができました。

#### ●文化財

文化財とは、行政機関が変化する社会に動ずることなく多様な価値観で検討し、結果として責任をもって未来の市民に伝えていく必要があると行政が判断した文化遺産です。学術的、行政的な評価軸による判断がなされたものであり、具体的には学術的な判断を下す組織として行政が公的な附属機関として委員会等を組織し、専門的な識者によって議論され価値づけが行われたものが該当します。

なお、このような文化財の取組みは、今からちょうど 100 年前の大正 10(1921)年 3 月 3 日に、本市の大宰府跡や水城跡が史跡名勝天然記念物指定を受け近代国家による文化財保護の取組みの端緒から取り入れられ、その後の激動ともいえる社会の動きの中で 100 年の長きにわたり本市の文化財は保護されています。

#### ●市民遺産

市民遺産とは、市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産・文化財、そして文化遺産・文化財を保存活用する市民遺産育成団体（以下、育成団体という）による育成活動を総合したものです。

文化遺産を未来へ伝えるために活動を行っている育成団体が提案することではじまり、市民や市の代表等で組織される太宰府市景観・市民遺産会議（以下、景観・市民遺産会議という）によって評価、認定されます。

景観・市民遺産会議は、市の附属機関ではありません。市民の代表によって構成される市民総がかりで取り組む会議体であり、市民遺産育成団体が中心となりつつも、市民総がかりで「できることを持ち寄って」支え育てていくことを意図した組織構成となっています。

#### ●日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定す

#### 文化遺産の保存・活用に関する各種制度に使われる用語

#### ●太宰府市民遺産

市民遺産とは、市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産、そして文化遺産を保存活用する市民遺産育成団体（以下、育成団体という）による育成活動を総合したものです。

文化遺産を未来へ伝えるために活動を行っている育成団体が提案することではじまり、市民や市の代表等で組織される太宰府市景観・市民遺産会議（以下、景観・市民遺産会議という）によって評価、認定されます。

景観・市民遺産会議は、市の附属機関ではありません。市民の代表によって構成される市民総がかりで取り組む会議体であり、市民遺産育成団体が中心となりつつも、市民総がかりで「できることを持ち寄って」支え育てていくことを意図した組織構成となっています。

この制度は、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年 10 月 1 日条例第 32 号）に基づき運用しています。

#### ●日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定す

<p>るものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。</p> <p>●歴史的風致</p> <p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に規定されたもので、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。</p>	<p>るものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。</p> <p>●歴史的風致</p> <p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」<b>第1条</b>に規定されたもので、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと<b>です</b>。</p>
--	---

**新旧対照表 序章 第3節 計画の対象区域**

旧（パブリックコメント版）	新
<p>本市が<b>市民とともに主体的に</b>文化遺産の保存活用に取り組む範囲は市全域とし、市外については、文化遺産が存在する当該自治体やその市民等に協力を求めます。</p>	<p>本市では、<b>官民協働</b>で文化遺産の保存活用に取り組む範囲を市全域とします。また、<b>重点的に文化財の保存・活用に取り組む区域を文化財保存活用区域として設けます</b>。</p> <p><b>なお</b>、市外については、文化遺産が存在する当該自治体やその市民等に協力を求めます。</p>

**新旧対照表 序章 第4節 官民協働の主な担い手**

旧（パブリックコメント版）	新
<p>(※文章なし)</p>	<p><b>官民協働による文化遺産の保存・活用の推進にあたって、本市では以下を主な担い手と想定し、連携を図ります</b>。</p>

新旧対照表 序章 第5節 計画期間

旧（パブリックコメント版）	新
<p>本計画を推進する期間は、本市の取組みが継承される限り続きますが、本計画に記す「計画期間」は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とし、<b>推進スケジュールとして後述します。</b></p> <p>また、具体的な事業の進捗について適宜振り返り、進捗管理を行いつつ<b>進めてまいります。また、5年を目途に計画の見直しを行います。</b></p>	<p><b>文化財マスタープランとしての本計画を推進する期間は、本市の取組が継承される限り続きますが、実践する措置（重点措置）については計画期間を10年間とし、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度とします。</b></p> <p>また、具体的な事業の進捗について適宜振り返り進捗管理を行いつつ、5年を目途に計画の見直しを行います。<b>計画変更の必要が生じた際は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成31（2019）年3月4日付）」（以下「地域計画指針」という）に沿って、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を行う必要があります。軽微な変更とは次に掲げる変更以外のものをいいます。</b></p> <p style="text-align: center;">＜軽微な変更にあてはまらないもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間の変更</li> <li>・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更</li> <li>・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更</li> </ul> <p>計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行います。</p>

## 新旧対照表 序章 第7節 関連計画との関係

旧（パブリックコメント版）	新
<p>本計画の関連計画を以下に紹介します。なお、地域計画は総合戦略の直下に位置づけられる、本市のまちづくりの根幹となる計画です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>2. 太宰府市教育大綱</li> <li>3. 太宰府市教育施策要綱</li> <li>4. 第二次太宰府市都市計画マスタープラン</li> <li>5. 太宰府市歴史的風致維持向上計画</li> <li>6. 太宰府の景観まちづくり計画、景観計画</li> <li>7. 太宰府市観光推進基本計画</li> <li>8. 太宰府市地域防災計画</li> </ol>	<p>地域計画は総合戦略の直下に位置づけられる、本市のまちづくりの根幹となる計画です。以下、本計画の関連計画を紹介します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 市関連計画</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> <li>(2) 太宰府市教育大綱</li> <li>(3) 太宰府市教育施策要綱</li> <li>(4) 第二次太宰府市都市計画マスタープラン</li> <li>(5) 太宰府市歴史的風致維持向上計画</li> <li>(6) 太宰府の景観まちづくり計画、景観計画</li> <li>(7) 太宰府市観光推進基本計画</li> <li>(8) 太宰府市地域防災計画</li> <li>(9) 太宰府市民遺産活用推進計画</li> <li>(10) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針</li> </ol> </li> <li><b>2. 関係する計画</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福岡県文化財保護大綱</li> </ol> </li> </ol>

新旧対照表 第1章 全体構想 第5節 目指す方向

旧（パブリックコメント版）	新
<p>本市では、人と遺跡が共存し、歴史文化を語り継ぐ、歴史を活かしたまちづくりが続いています。</p> <p>大正 10 (1921) 年に大宰府跡、水城跡が史跡に指定されて以降、主だった文化遺産が調査され、必要に応じて指定文化財として保存のための措置が講じられてきましたが、それに留まらず、官民連携による文化遺産の保護が進められてきました。</p> <p>これまで積み重ねられてきた文化遺産保護の取組みが、歴史構想によって、市民や事業者、行政機関といった主体ごとに役割を相応に担いつつ、それまで保存の対象に捉えられていなかった様々な数多くの未来に伝えたいモノ・コト（文化遺産）を拾い上げることとなり、それらの保存・活用に再度光をあてるきっかけになったといえます。</p> <p>加えて、本市は令和改元に伴い「令和発祥の都」として知られるようになり、悠久の歴史や文化に改めて大きな注目が集まっています。これを機に、時の旅人プロジェクトやふるさと納税の活用、史跡 100 年プロジェクト、令和発祥の都太宰府梅プロジェクトなど意欲ある試みを行い、今後は史跡の維持保存に留まらず、活用による税収や観光経済効果の向上を図ることが期待されます。</p> <p>令和 2 (2020) 年 3 月の「太宰府まちづくり市民意識調査報告書」におけるアンケート調査（18 歳以上の市民 1,000 人を対象）では、9 割を超える人々が、市内の文化遺産を誇りに思うと回答しています。また、全国魅力度ランキングや住みよい街ランキングで上位を占めるようになりました。文化遺産を大切に思う心が多くの市民に定着していることが伺えます。</p> <p>これからの本市は、これまで培ってきた官民連携による社会総がかりで取り組む文化遺産を活かしたまちづくりの持続的な展開を推進し、地域の歴史文化のさらなる魅力向上を図り、今後 100 年の目指す方向として歴史と文化とみどりのまちとして子どもたちから大人まで住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える「世界に冠たる令和発祥の都太宰府」となっていくことを掲げます。</p> <p>具体的には、従来の日本遺産「西の都」を本市単独からかつての大宰府のエリアである 7 自治体に広域変更したように大太宰府的な観点でこの地を捉え直し、かつて我が国の政治、外交、防衛、文化、交易などの要衝であり、アジア、世界との玄関であったこの地の成り立ちにふさわしく、国際シンポジウム</p>	<p>豊かな歴史文化の特徴を備えた本市では、人と遺跡が共存し、歴史文化を語り継ぐ、歴史を活かしたまちづくりが続いています。</p> <p>歴史文化の継承に向けた取組みは江戸時代にはじまり、明治・大正以降、社寺の宝物をはじめ、主だった文化財のみが調査され、必要に応じて指定文化財等として保存のための措置が講じられてきましたが、それに留まらず、官民協働による文化財の保存と活用が進められてきました。そして、平成 22(2010)年の歴史構想はそれまで保存の対象に捉えられていなかった様々な数多くの未来に伝えたい文化遺産を拾い上げることとなり、それらの保存・活用に再度光をあてるきっかけになったといえます。今後も、市民や事業者等の地域コミュニティ、行政機関といった主体ごとに役割を相応に担いつつ、社会総がかりで取り組む文化遺産を活かしたまちづくりの持続可能な展開をさらに進めていく必要があります。</p> <p>加えて、本市は平成 26(2014)年以來、欧米やアジア諸国も含め 1,000 万人を迎えるまでに成長し、かつ令和改元に伴い令和発祥の地として知られるようになり、史跡や悠久の歴史文化に改めて大きな注目が集まっています。令和 2 (2020) 年 3 月の「太宰府まちづくり市民意識調査報告書」におけるアンケート調査（18 歳以上の市民 1,000 人を対象）では、9 割を超える人々が、市内の文化遺産を誇りに思うと回答しています。また、全国魅力度ランキングや住みよい街ランキングで上位を占めるようになりました。今後は「遺してきた史跡」から「価値を生み出す史跡」へ、すなわち史跡の維持保存に留まらない先進的な多用途の活用に取組みを進め、税収や観光経済効果の向上を図ることで、本市固有の文化財・文化遺産の保護にも寄与する令和発祥の地としてふさわしいまちづくりを目指します。</p> <p>また市内の大学は留学生も多く、小中学校でも本市の歴史文化を素材とした授業が組まれています。国際観光都市としてのみならず国際的視野から歴史文化を学ぶ教育の場として、さらなる魅力向上を図ります。具体的には、観光産業や大学等と連携を図り、また従来の日本遺産「西の都」を本市単独からかつての大宰府のエリアである 7 つの自治体に広域変更したように大太宰府的な観点でこの地を捉え直し、かつて我が国の政治、外交、防衛、文化、交易などの要衝であり、アジア、世界との玄関であったこの地の成り立ちにふさわしい取組を展開</p>

<p>の開催、令和や万葉集にちなんだ館や旅人像建設、政庁の建造物や朱雀大路の復元、世界遺産登録などの可能性を追求します。</p> <p>&lt;100年後&gt; 「世界に冠たる令和発祥の都 太宰府」</p>	<p>します。例えば古代大宰府で執り行われた「梅花の宴」が参集者の叡智の結集であるように国際観光・教育都市太宰府にふさわしい国際シンポジウムの開催（令和国際文化会議等）、令和や万葉集にちなんだ館や大伴旅人を顕彰する建造物の建設、政庁の建造物復元や朱雀大路の復元、さらには世界遺産登録などの可能性を追求します。</p> <p>そして今後の目指す方向として、さまざまな取組を通して歴史と文化とみどり豊かなまちとして子どもから大人まで住まう人も訪れる人もともに本市の歴史文化に誇りを抱き、新元号「令和」のご縁をいただいた慶びを分かち合える「世界に冠たる令和の都 太宰府」になっていくことを掲げます。</p> <p><b>住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、 慶びを分かち合える「世界に冠たる令和の都 太宰府」</b></p> <p>&lt;目指す方向&gt; 「世界に冠たる令和の都 太宰府」</p>
--	---

**新旧対照表 第1章 全体構想 第6節 文化財の保存・活用に関する基本方針**

旧（パブリックコメント版）	新
<p>前述したように、人と遺跡が共存し、また歴史文化を語りつなぐ取組みが多彩な人びとの活動によって数百年にわたって連綿と続いていることが本市の歴史文化の特徴です。そして、本市では、今もなお、文化遺産を未来につなぐために、市民、事業者、行政がそれぞれの長所を生かす取組みを社会総がかりで進めています。</p> <p>100年後の「世界に冠たる令和発祥の都 太宰府」の実現を目指すにあたっては、これからの100年間も引き続き社会総がかりによる歴史を活かしたまちづくりを継続していくことが必要です。</p> <p>そのためには、希少性の高い優れた文化遺産から市民にとつ</p>	<p>これまで記してきたように、本市には日本史・世界史上重要な表舞台としての歴史があり、その後も人と遺跡が共存し、歴史文化を語りつなぐ取組が多彩な人びとの活動によって数百年にわたって連綿と続いてきました。これらを歴史文化の特徴として13項目にまとめましたが、それぞれさらに詳細な歴史ストーリーがあり、そして関連する指定・未指定の文化財や文化遺産があります。これらの特徴を未来につなぐために、市民や事業者等の地域コミュニティと行政がそれぞれの長所を生かす官民協働の取組を進めなくてはなりません。そして、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き慶びを分かち合える「世界に冠たる令和の都 太宰府」の実現のため、文化遺産の保存・活用に関する3つの基本方針を掲げます。</p> <p>まずは、社会総がかりで文化遺産を将来に継承する「つたえる」取組をさらに進めます。これまで取り組んできた文化財の調査研究や保護、学校教育や生涯学習など学びの充実、歴史的景観・環境の保全を推進し、防災・防犯上の課題克服を図りま</p>

てかけがえのない文化遺産まで、できるだけ多くの文化遺産を継承していくことが求められます。そして、文化遺産の継承に向けた取組みを持続させていくためには、その時々を共有する人々に文化遺産の魅力や価値を還元しつつ、文化遺産の存在を知ってもらい、気づいてもらうことが必要だといえます。

本市は、100年後にも誇れる「世界に冠たる令和発祥の都 太宰府」の実現に向けて、社会総がかりで文化遺産を継承する取組みを継続するとともに、人々の記憶からより多くの文化遺産が忘れ去られないように、文化遺産に対する人々の関心を高める取組みを継続的に支援していきます。さらに、これまでの文化財的な活用手法の枠組みにとらわれず、本市に関わる多彩な人びともにも多様な手法で活用手法を考え実践していくことで、年代、国籍を問わず多様な人びとへの浸透を図るような取組みとして発展させていきます。このような取組みを進めていくためには、関係する多くの人々、関係機関等との連携をより一層深め、社会総がかりによる文化遺産の保存・活用を支える取組みの推進に取り組んでいきます。

#### 1. 社会総がかりで文化遺産を継承する取組みの推進：つたえる

社会総がかりによる文化遺産の継承を継続していくためには、文化遺産を大切に思う人々を育て、そうした市民とともに文化遺産の継承に取り組んでいくことが不可欠です。

本市は、社会総がかりによる文化遺産の継承に向けて、文化遺産を効果的に活かし子どもたちをはじめとする市民の郷土愛を育みつつ、市民参加を原動力とした文化遺産の調査研究から継承につなげていきます。更に、その成果をもって、本市が令和発祥の歴史都市として100年後も輝けるように保全・整備や防災・防犯対策を推進していきます。

#### 2. 文化遺産に対する人々の関心を高める取組みの推進：ひろげる

文化遺産に対する人々の関心を高めていくためには、人々の好奇心を刺激するような情報発信や観光振興が不可欠です。外からの来訪者と市民との交流は文化遺産の新たな発見につながる機会とも捉えられます。そして、文化遺産に対する人々の関心が高まることは、新たな歴史文化の創造にもつながることが期待されます。

本市は、より多くの人々に知ってもらうことで、文化遺産に関わる人が増え、新たな発見につながる機会となるよう情報発信を推進します。また、税収や経済効果の飛躍的向上を目指し、

す。

また、文化遺産に対する人々の関心を高める「ひろげる」取組を進めます。その時々を共有する人びとに文化遺産の存在を知ってもらい、その魅力や価値に気づいてもらうため、情報発信をさらに充実させるほか、国際的視野から歴史文化に触れる場として滞在型の観光等を推進し、産業振興を図ります。

そして、文化遺産の保存・活用を「ささえる」取組を充実させます。また保存・活用をリード（先導）する先進的なモデルづくりを進めます。

このために、関係する多くの人々、関係機関等との連携をより一層深め、社会総がかりによる文化遺産の保存・活用を支える取組を推進していきます。

#### 1. 社会総がかりで文化遺産を将来に継承する取組の推進：つたえる

社会総がかりによる文化遺産の継承を継続していくためには、文化遺産を大切に思う人々を育て、そうした市民とともに文化遺産の継承に取り組んでいくことが不可欠です。

本市は、社会総がかりによる文化遺産の継承に向けて、官民協働で市民遺産の取組を推進しています。文化遺産を効果的に活かし子どもたちをはじめとする市民の郷土愛を育みつつ、官民協働による文化遺産の調査研究から継承につなげていきます。更に、その成果をもって保全・整備や防災・防犯対策を推進していきます。

#### 2. 文化遺産に対する人々の関心を高める取組の推進：ひろげる

文化遺産に対する人々の関心を高めていくためには、人々の好奇心を刺激するような情報発信や観光振興が不可欠です。外からの来訪者と市民との交流は文化遺産の新たな発見につながる機会とも捉えられます。そして、文化遺産に対する人々の関心が高まることは、新たな歴史文化の創造にもつながることが期待されます。

本市は、官民協働により、本市の歴史文化や文化遺産を多くの人々に知ってもらうことで、文化遺産に関わる人が増え、新たな発見につながる機会となるよう情報発信を推進します。国

<p>本市の歴史文化に基づく産業・観光振興を推進します。</p> <p><b>3. 文化遺産の保存・活用を支える取組みの推進：ささえる</b></p> <p>社会総がかりによる文化遺産保存・活用を支える<b>仕組・体制</b>を整えていくためには、<b>市民等との連携</b>を強化する工夫や仕掛けが不可欠です。</p> <p>本市は、社会総がかりによる<b>文化遺産の継承や文化遺産に対する人々の関心を高める文化遺産の活用の効果を高めていくため、文化遺産そのものや、保存・活用に関わる市民等の活躍を強化する仕組や体制の充実</b>に取り組みます。あわせて、様々な分野の専門的、技術的な知見を結集し、市民等の活躍意欲を誘発するような文化遺産の保存・活用の先進的なモデルづくりをリード（先導）していきます。また<b>本市歴史文化に関わる関係自治体との連携</b>を推進します。</p>	<p>際的視野から<b>歴史文化に触れる場として滞在型観光や回遊ルートを整備</b>し、また、<b>税金や経済効果の飛躍的向上</b>を目指し、本市の歴史文化に基づく産業・観光振興を推進します。</p> <p><b>3. 文化遺産の保存・活用を支える取組みの推進：ささえる</b></p> <p>文化遺産の保存・活用を支える<b>取組</b>を<b>推進</b>していくためには、<b>官民協働</b>を強化する工夫や仕掛けが不可欠です。</p> <p>本市は、様々な分野の専門的、技術的な知見を結集し、社会総がかりで<b>文化遺産の保存・活用を支えていく持続可能な仕組</b>みや<b>体制づくり</b>に取り組むとともに、市民等の活躍意欲を誘発するような文化遺産の保存・活用の先進的なモデルづくりをリード（先導）する<b>取組</b>を推進していきます。加えて、<b>市外に所在する文化遺産の保存・活用と足並みをそろえるため、関係自治体との連携にも取り組んでいきます。</b></p>
---	--

**新旧対照表 第2章 個別計画 第1節 措置の設定**

旧（パブリックコメント版）	新
<p><b>第1節 基本的な考え方</b></p> <p>本市は、令和元（2019）年、元号が平成から令和に変わり、「令和発祥の都」として大きな注目を受けました。また、令和2（2020）年、本市が誇る大宰府跡水城跡が我が国で初めて史跡指定を受けてから節目の100年を迎えています。</p>	<p><b>第1節 措置の設定</b></p> <p>本市は、各分野の専門家の助言を得ながら、地域コミュニティと協働し、関係部署間の連携や国・県・関係自治体との広域連携を深め、地域の歴史文化の魅力を発信し文化遺産を未来に伝える措置を設定し、その推進を図ります。この措置については、以下、基本的措置と重点的措置に分けて定めます。</p> <p>措置の推進にあたっては、市費・県費・国費（文化庁補助金・地方創生推進交付金等）・その他民間資金等を活かしてその推進に取り組みます。</p> <p><b>1. 基本的措置（市全域）</b></p> <p>基本的措置は、基本、期限を定めず、継続的に取り組んでいく措置です。市全域を対象とします。</p> <p><b>2. 重点的措置（保存活用区域）</b></p> <p>本計画についての重点的措置は、この10年間で基本的措置の具体化や効果を高めるため、重点的かつ戦略的に実践する具体的な措置です。これを実践する区域を、文化財保存活用区域とします。</p>

新旧対照表 第2章 個別計画 第2節 基本的措置(市全域)

旧 (パブリックコメント版)	新
<p>この大きなチャンスを活かし、初動期となる今後 10 年は、まず、この地を時空を超えた大太宰府的な観点で捉え直し、文化遺産の保存・活用を推進します。多くの市民や国、県、関連自治体との広域連携を深め、立場や地域の垣根を超えて、すべての文化遺産を未来に伝えていくことを今後 5 年～10 年の目指す方向とします。</p> <p>具体的には、出発点としての文化遺産調査に始まり見守る活動までの市民力の活性化とともに、市民発意による文化遺産の保存・活用に市民とともに取り組んでいきます。</p> <p>そして、単に文化遺産に対する市民力の底上げに留まるのではなく、多様な人材・媒体による情報収集（知の集積）や情報発信、そして庁内関係部署との横断的な連携も強化し、本市の歴史文化を体現できる制度や施設等の整備に取り組み、太宰府だからこそ、太宰府にしかできない教育・学習、調査・継承、歴史景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、産業・観光振興等を推進していきます。</p> <p>こうした取り組みを持続的に進めることは、1350 年の長きにわたり、社会情勢が変わろうとも、現代まで受け継がれてきた大宰府跡などの史跡が物語るように、その時々この地に暮らしてきた先人たちの心根が守ってきた思いを引き継ぎ、持続可能な文化遺産の育成へとつながっていくものです。</p> <p>以下、取り組むべき課題を整理し、その対応に向けた戦略と措置を設定します。</p> <p>なお、文化遺産保存・活用に関する措置は、今後、適宜、追加、見直しを行っていきます。</p>	<p><b>第2節 基本的措置(市全域)</b></p> <p><u>1. 基本的な考え方</u></p> <p>本市は、時空を超えた大太宰府的な観点で捉え直し、文化遺産の保存・活用を推進します。そして、多くの市民や国、県、関連自治体との広域連携を深め、立場や地域の垣根を超えて、すべての文化遺産を未来に伝えていくことを目指す方向とします。文化遺産の調査研究を継続し、「文化遺産を見守り、文化財として保護し、市民遺産として育成する」とした、歴史構想の基本理念を継承します。その過程で重要となる文化遺産調査に始まり、見守る活動までの市民力の活性化とともに、行政による文化財保護事業だけでなく、市民発意による文化遺産の保存・活用に市民とともに取り組んでいきます。</p> <p>そして、単に文化遺産に対する市民力の底上げに留まるのではなく、多様な人材・媒体による情報収集（知の集積）や情報発信、そして庁内の関係部署との横断的な連携も強化し、本市の歴史文化を体現できる制度や施設等の整備に取り組み、太宰府だからこそ、太宰府にしかできない教育・学習、調査・継承、歴史景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、産業・観光振興等を推進していきます。</p> <p>こうした取組を持続的に進めることは、1350 年の長きにわたり、社会情勢が変わろうとも、現代まで受け継がれてきた大宰府跡などの史跡が物語るように、その時々この地に暮らしてきた先人たちの心根が守ってきた思いを引き継ぎ、持続可能な文化遺産の育成へとつながっていくものです。</p> <p>以下、取り組むべき課題を整理し、その課題に対応する基本的措置を設定します。</p> <p><b>第3節 重点的措置(保存活用区域)</b></p> <p><u>1. 基本的な考え方</u></p> <p>本市は、歴史構想のもと、文化遺産の保存・活用に向けて、文化財保護法に基づく保存・活用策だけでなく、景観法、歴まち法、都市計画法等に基づく地区指定をはじめ各種法制度も活用し、歴史文化の継承に取り組んできました。</p> <p>歴史文化の継承を考える上で、特に重要な地区が、本市の面積の約 16%を占める大宰府関連史跡の史跡地と、多くの来訪者</p>

が訪れる太宰府天満宮と門前です。

この2つの地区は、これまでも保存・活用の取り組みは行われてきましたが、新たな課題も多く抱えています。これまでの様々な取り組みをさらに発展させ、文化遺産を取り巻く多様な課題に対し、先駆的な取り組みを考え、重点的な保存・活用を実践していきます。

#### (1) 大宰府関連史跡群の目指す方向

1,360年にせまる大宰府の歴史を抱えた国内有数の史跡地が広がるエリアです。日本史や世界史に登場する重要な歴史舞台として、国内外からの観光客や修学旅行生を迎えています。この史跡群の魅力をさらに向上するとともに、広大な史跡を将来に伝えるため、先進的な多用途の活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人々に親しまれ、人々が集まる史跡の実現を目指します。

#### (2) 太宰府天満宮と門前の目指す方向

市内で最も有名なエリアであり、九州ひいては日本を代表する観光地の一つとなっています。とくに太宰府天満宮についての歴史は広く知られており、文化財も多く、歴史的な建造物や街並みが醸し出す雰囲気が人気となっています。

このため、歴史文化を活かし、海外からの観光客にも親しまれる魅力的な空間形成を目指します。とくに太宰府天満宮では1125年祭を期して本殿修理工事等が予定されており、これまでの取組を更新し、門前の歴史まちづくりの推進を図ります。

## 第1章 第4節 太宰府市の歴史文化の特徴と、関連する文化財・文化遺産

### (1)平野をつなぐ交通要衝 (地峡帯としての特徴)

#### 指定文化財：

先史時代：脇道遺跡出土旧石器時代石器群（市指定、考古資料）

獣帯鏡（市指定、考古資料）

菖蒲浦第1号墳出土品（市指定、考古資料）

神ノ前窯跡出土瓦 附 2号窯出土土器（市指定、考古資料）

陣ノ尾1号墳（市指定記念物 史跡）

#### 文化遺産：

日田街道

成屋形古墳

#### 太宰府市民遺産：

高雄の自然と歴史

太宰府悠久の丘—メモリアルパークからの眺望—

#### 日本遺産：

官道

### (2)地形を活かした防衛拠点 (防衛拠点としての特徴)

#### 指定文化財：

古代：水城跡（特別史跡）

大野城跡（特別史跡）

#### 太宰府市民遺産：

かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」

太宰府悠久の丘—メモリアルパークからの眺望—

#### 日本遺産：

水城跡

大野城跡

軍団印出土地（御笠団印、遠賀団印）

### (3)「遠の朝廷」大宰府 (古代大宰府としての特徴)

#### 指定文化財：

古代：大宰府跡（特別史跡）

水城跡（特別史跡）

大野城跡（特別史跡）

観世音寺境内及び子院跡附老司窯跡（国史跡）

筑前国分寺跡（国史跡）

国分瓦窯跡（国史跡）

大宰府学校院跡（国史跡）

宝満山（国史跡）

宮ノ本遺跡（福岡県指定記念物 史跡）

	般若寺跡（市指定記念物 史跡）
<u>文化遺産：</u>	大宰府条坊跡
	御笠団印出土地
	遠賀団印出土地
<u>太宰府市民遺産：</u>	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」
	太宰府悠久の丘—メモリアルパークからの眺望—
	太宰府をうたう♪全 11 曲（作曲・唄岩崎記代子）
<u>日本遺産：</u>	大宰府跡
	水城跡
	大野城跡
	観世音寺・戒壇院
	筑前国分寺跡
	大宰府学校院跡
	国分瓦窯跡
	宝満山
	梵鐘
	太宰府天満宮
	万葉集筑紫歌壇
	大宰府条坊跡
	官道
	軍団印出土地（御笠団印、遠賀団印）
	般若寺跡
	南館跡
	太宰府の梅

#### (4)「天下の一都会」、古代文化が薫るまち（古代文化を伝えるまちとしての特徴）

<u>指定文化財：</u>	
<u>古代：</u>	太宰府天満宮神幸行事・・・天満宮、1101 年大江匡房が始める（県指定民俗文化財）
	鬼すべ・・・天満宮、986 年菅原輔正が始める（県指定民俗文化財）
	木造仏像（伝薬師如来坐像）・・・平安時代、国分寺所蔵（国重文）
	木造阿弥陀如来坐像・・・観世音寺所蔵、12 世紀前半（国重文、丈六仏）
	木造阿弥陀如来立像・・・観世音寺所蔵、10 世紀（国重文）
	木造盧舎那仏坐像・・・戒壇院所蔵、平安時代末期（国重文）
	木造十一面観音立像・・・観世音寺所蔵、1069 年（国重文、丈六仏）
	木造観音菩薩立像・・・観世音寺所蔵、杵島観音、11 世紀（国重文）
	木造観音菩薩坐像・・・観世音寺所蔵、1066 年（国重文、丈六仏）

木造馬頭觀音立像・・・觀世音寺所藏、12世紀前半（国重文、丈六仏）

木造地藏菩薩半跏像・・・觀世音寺所藏、11世紀（国重文）

木造地藏菩薩立像・・・觀世音寺所藏、10世紀（国重文）

木造十一面觀音立像・・・觀世音寺所藏、仁治3年（国重文）

木造十一面觀音立像・・・觀世音寺所藏、ヒノキ一木造（国重文）

木造毘沙門天立像・・・觀世音寺所藏、9～10世紀（国重文）

木造四天王立像（4体）・・・・觀世音寺所藏、11世紀（国重文）

木造吉祥天立像・・・・觀世音寺所藏、12世紀頃か（国重文）

木造大黒天立像・・・・觀世音寺所藏、11世紀（国重文）

木造地藏菩薩立像附地藏菩薩像再興銘札及び地藏堂棟札

・・・・北谷区、平安時代後期（福岡県指定有形文化財）

青磁三足壺・・・觀世音寺（国重文）

鬼瓦・・・・九州国立博物館、大宰府跡（国重文）

蓮華唐花文塼・・・太宰府天満宮、伝大宰府跡（国重文）

滑石硯・・・太宰府天満宮、天満宮境内出土（県指定有形文化財考古資料）

銅製経筒・・・太宰府天満宮、太宰府市坂本出土（県指定有形文化財考古資料）

鬼瓦・・・太宰府市教育委員会、水城跡出土、8世紀（市指定有形文化財考古資料）

銅製経筒 経巻共 附 陶製外容器

・・・太宰府市教育委員会所藏、原八坊出土、平安後期（市指定有形文化財考古資料）

宮ノ本丘陵古代墓地出土品

・・・太宰府市教育委員会所藏、古代（市指定有形文化財考古資料）

木印（印面「直嶋」）

・・・太宰府市教育委員会所藏、9世紀（市指定有形文化財考古資料）

銅印（印面「高」）

・・・太宰府市教育委員会所藏、古代（市指定有形文化財考古資料）

梵鐘・・・觀世音寺所藏、7世紀後半（国宝）

毛抜形太刀・・・太宰府天満宮所藏、平安時代中頃（国重文）

銅製天蓋光心・・・・觀世音寺所藏、奈良時代（国重文）

中世： 木造不空羂索觀音立像・・・觀世音寺所藏、1222年（国重文、丈六仏）

木造舞樂面（2点）・・・觀世音寺所藏、鎌倉時代（国重文）

石造狛犬（2点）・・・・觀世音寺所藏、鎌倉時代（国重文）

近世： 木造文殊菩薩・弥勒菩薩立像 光背、蓮華座及び方形台共

・・・・戒壇院所藏、1700年（市指定文化財）

木造鑑真和上坐像、後屏、牀座共

・・・・戒壇院所藏、1705年（市指定文化財）

觀世音寺金堂及び講堂・・・・觀世音寺所有、江戸前期

	戒壇院本堂・・・戒壇院所有、1680年～元禄年間
<u>文化遺産</u> ：	観世音寺絵図
<u>太宰府市民遺産</u> ：	太宰府の木うそ 万葉集つくし歌壇 太宰府における時の記念日 隈麿公のお墓 苜萱の関跡とかるかや物語 太宰府悠久の丘－メモリアルパークからの眺望－ 太宰府をうたう♪全11曲（作曲・唄岩崎記代子）
<u>日本遺産</u> ：	梵鐘 太宰府天満宮 太宰府天満宮神幸行事 太宰府天満宮の伝統行事 万葉集筑紫歌壇 太宰府の梅

## (5)戦乱の舞台と中世城館（中世戦乱の舞台としての特徴）

<u>指定文化財</u> ：	
<u>古代</u> ：	水城跡（特別史跡）
<u>文化遺産</u> ：	御所の内地区（観世音寺） 浦ノ城跡（連歌屋） 有智山城跡（内山） 宝満山城（内山） 升形城（内山） 高尾山城（高雄） わくど城跡（大佐野） 岩屋城跡（坂本） 西福寺（新町）
<u>太宰府市民遺産</u> ：	高雄の自然と歴史

## (6)百花繚乱の中世都市と寺社（中世都市・宗教拠点としての特徴）

<u>指定文化財</u> ：	
<u>中世</u> ：	竹の曲・・・中世、（県指定民俗文化財） 木造狛犬（竈門神社伝来品） ・・・太宰府天満宮所蔵、15世紀後半制作（県指定有形文化財） 六座の面 附 納入箱

・・・太宰府天満宮所蔵、中世後期（市指定有形文化財）

太宰府安養院跡五輪塔残欠（伝武藤資頼墓）・・・鎌倉時代（県指定有形文化財）

正平八年銘法華曼荼羅板碑・・・1353年銘（市指定有形文化財）

正平廿三年銘梵字板碑・・・1368年銘（市指定有形文化財）

文明拾八年銘梵字板碑・・・1486年銘（市指定有形文化財）

銭弘俣八万四千塔方立

・・・太宰府市教育委員会所蔵、10世紀（市指定有形文化財）

七重塔・・・鎌倉時代後期（国重文）

横岳崇福寺跡・・・崇福寺所有地、(福岡県指定記念物 史跡)

内山辛野遺跡・・・承天寺所有地、(市指定記念物 史跡)

今川了俊書状・・・個人所蔵、1391年（市指定文化財 古文書）

近世：戒壇院本堂・・・1680年～元禄年間（福岡県指定有形文化財 建造物）

戒壇院鐘楼・・・1704年（福岡県指定有形文化財 建造物）

日吉神社本殿・拝殿 附 棟札・・・本殿17世紀後半建立、拝殿1714年建立

梵鐘（半鐘）・・・戒壇院所蔵、1684年（福岡県指定有形文化財 工芸）

梵鐘・・・戒壇院、1701年（福岡県指定有形文化財 工芸）

太宰府市民遺産：

## (7)太宰府天満宮を核とした歴史文化（太宰府天満宮という特徴）

指定文化財：

古代：鉄製雲版・・・太宰府天満宮、1187年寄進

中世：太宰府天満宮末社志賀社本殿・・・1458年建立

太宰府天満宮本殿・・・太宰府天満宮所有、1591年建立

天満宮の石造鳥居・・・太宰府天満宮所有、鎌倉時代末～室町時代

太刀・・・太宰府天満宮、青江俊次（備中古青江派）、鎌倉時代建暦年間（国重文）

銅製鰐口・・・太宰府天満宮所蔵、1600年寄進（県指定有形文化財 工芸）

鶴亀文懸鏡・・・太宰府天満宮所蔵、1593年制作（県指定有形文化財 工芸）

銅製花瓶・・・太宰府天満宮所蔵、1598年制作（県指定有形文化財 工芸）

太宰府天満宮飛梅柵擬宝珠 附釘かくし

・・・太宰府天満宮所蔵、1589年か（県指定有形文化財 工芸）

近世：太宰府天満宮の力石・・・太宰府天満宮所蔵（県指定有形民俗文化財）

北野天神縁起・・・太宰府天満宮所蔵、1619年（県指定有形文化財 絵画）

天満宮の石造燈籠・・・太宰府天満宮所蔵、1608年（県指定有形文化財 建造物）

相輪櫓・・・太宰府天満宮所蔵、1802年（県指定有形文化財 建造物）

老松社本殿・・・太宰府天満宮所蔵、17世紀後半建立（県指定有形文化財 建造物）

銅製麒麟並に鸞・・・太宰府天満宮所蔵、1852年制作（県指定有形文化財 工芸）

銅製神牛・・・太宰府天満宮所蔵、1805年制作（県指定有形文化財 工芸）

天然記念物：

太宰府神社のクス（国指定天然記念物）  
太宰府神社のヒロハチシヤノキ（国指定天然記念物）  
天神の森・・・（県指定記念物）  
太宰府天満宮のイチイガシ・・・（市指定記念物）

文化遺産：

黒田如水の井戸  
延寿王院  
絵馬堂  
心字池  
文書館  
手水鉢

太宰府市民遺産：

**(8)「明治維新策源地」 （幕末の五卿落ちにかかわる特徴）**

文化遺産：

延寿王院（宰府）  
薩摩藩定宿「松屋」（宰府）  
長州藩定宿「大野屋」（宰府）  
土佐藩定宿「泉屋」（宰府）  
幕府定宿「日田屋」（宰府）  
延寿王院に残る五卿遺蹟之碑（宰府、延寿王院前）  
「古香書屋」扁額（宰府）  
三条実美お手植えの松（通古賀）  
宰府の古民家に残る三条実美の書画

**(9)近世から続くマチ・ムラの祭事 （近世起源の地域祭事が伝わるという特徴）**

指定文化財：

近世： 日吉神社本殿・拝殿 附 棟札・・・本殿 17世紀後半建立、拝殿 1714年建立

文化遺産：

市内の神社  
絵馬  
水城十社の伝統行事  
恵比寿像

**(10)人と遺跡の共存史 （人と遺跡の共存史としての特徴）**

指定文化財：

近世： 大野城太宰府旧蹟全図北（市指定有形文化財 歴史資料）

- 文化遺産： 都督府古址碑 明治四年（1871）、高原善七郎建立  
 太宰府址碑 明治十三年（1880）、福岡県令渡辺清建立  
 太宰府碑 大正三年（1914）、亀井南冥文  
 水城大堤之碑 大正五年（1916）、武谷水城選書
- 太宰府市民遺産： 太宰府における時の記念日  
 隈麿公のお墓  
 苜萱の関跡とかるかや物語

### (11)太宰府に集まる文化財（奉納・寄贈による文化財集積地としての特徴）

- 指定文化財：
- 先史： 銅戈鎔范・・・九州国立博物館所蔵、福岡市東区発見  
 銅釧鎔范・・・九州国立博物館所蔵、福岡市東区発見  
 石製経筒・・・太宰府天満宮所蔵、佐賀市大和町出土
- 古代： 翰苑巻第卅・・・太宰府天満宮所蔵、8世紀、(国宝、有形文化財 書跡)
- 中世： 瓦経・・・太宰府天満宮所蔵、福岡市西区飯盛山山頂出土  
 蒙古碇石・・・太宰府天満宮所蔵、出土地不明  
 絹本着色一遍上人画像・・・九州国立博物館所蔵、室町時代  
 多宝千仏石幢・・・九州国立博物館所蔵、1084年建立
- 近世： 刀 銘筑州住左行秀鍛之／嘉永二年二月日應小倉正治好  
 ・・・九州国立博物館所蔵
- 太宰府市民遺産： 四王寺山の三十三石仏

### (12)山に登る文化（登山にかかわる歴史文化を有する特徴）

- 指定文化財： 宝満山山岳信仰関係資料（県指定有形民俗文化財）  
 宝満山の石造鳥居・・・1679年建立（市指定有形文化財 建造物）
- 太宰府市民遺産： かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」  
 四王寺山の三十三石仏  
 宝満山のヒキガエル

### (13)太宰府を愛する芸術家たちの創作活動（芸術文化を生み出す場としての特徴）

- 指定文化財：
- 近世： 齋藤家資料・・・太宰府市教育委員会、江戸後期～近現代
- 近現代： 光明寺庭園・・・1957年（県指定記念物 名勝）  
 筆洗・印材・・・明治天皇恩賜。宮小路康文（浩瀚）（県指定有形文化財 工芸）
- 太宰府市民遺産： 芸術家 富永朝堂

■太宰府市文化財保存活用地域計画の骨子

全体構想			個別計画				実施主体	
歴史文化の特徴	目指す方向	基本方針	課題	方針	措置	重点的措置	地域コミ	行政
平野をつなぐ交通要衝 (地域帯としての特徴)	住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、喜びを分かち合える「世界に冠たる令和の都太宰府」	社会総がかりで文化遺産を将来に継承する取組の推進	十分な伝えきれていない文化遺産について、興味を引き出す戦略的な取り組みが必要	郷土の歴史文化に愛着を持った子どもたちや人材を育てます	教育・学習テーマのニーズの把握	1) 教育・学習テーマのニーズ把握調査の実施 2) 文化遺産に関するデジタル学習プログラムの製作・検討 3) 文化遺産に関する子どもにもわかりやすい冊子類の製作 4) 子ども史跡解説員の取組等のような文化遺産を素材とした授業づくり 5) 太宰府発見塾やまほろば市民大学等、文化遺産に関する講座の開催 6) 歴史的景観や文化遺産をテーマにしたまち歩き講座の実施 7) 未来に伝えたい環境や自然をテーマにしたイベントの開催	○	文化財・学校教育
地形を活かした防衛拠点 (防衛拠点としての特徴)			様々な文化遺産の教育学習に役立つ情報伝達のための新たな技術手法が必要		教育・学習コンテンツの製作			学校教育・文化財
「遠の朝廷」大宰府 (古代大宰府としての特徴)			多くの人が参加しやすい文化遺産に関する教育学習の多様な機会が必要		教育・学習の場づくり			文化財・学校教育
「天下の一都会」、古代文化が薫るまち (古代文化を伝えるまちとしての特徴)			文化遺産が多く、調査が十分進んでいない太宰府小学校区水城小学校区の調査や、まだ知られていない文化遺産や、新たな価値観で行う文化遺産に関する追加調査や記録の作成、さらに既に把握された文化遺産の現状調査が必要	文化遺産の総合的把握と継承を推進します	文化遺産の調査・記録			○ 文化学習
「天下の一都会」、古代文化が薫るまち (古代文化を伝えるまちとしての特徴)			文化遺産から重要かつ学術的価値の高いものを抽出し、文化財指定等に向けた取組を継続することが必要		調査情報の管理・共有			○ 都市計画
戦乱の舞台と中世城館 (中世戦乱の舞台としての特徴)			文化遺産が人知れず失われることを防ぐために、庁内はもとより関係する機関で情報共有し対処する持続的な取組が必要	歴史的景観・環境の維持向上に向けた整備を推進します	文化遺産継承に向けた取組の推進			○ 環境
百花繚乱の中世都市と神社 (中世都市・宗教拠点としての特徴)			文化遺産を取り巻く環境の保全について、官民協働による持続可能な取組とするために、ワークショップなどの議論を通じた役割分担の確認と、応分の負担を共有し、相互支援を行うことのさらなる推進が必要		史跡整備			○ 文化財
太宰府天満宮を核とした歴史文化 (太宰府天満宮という特徴)			経年による劣化や獣害被害また未整備地区の拡大等で良好な状態が維持できていない史跡の保護措置や、歴史的風致景観の保全が必要		予防的な環境の整備・取組	○ 文化財・文書情報		
「明治維新策源地の地」 (幕末の五卿落ちにかかわる特徴)			歴史的な姿形がわかりにくくなってしまった文化遺産について、多くの人に当該文化遺産の存在を伝えるとともに歴史文化をわかりやすく伝えることが必要	適切な環境での保管が必要な、文化財の収蔵環境の確保改善が必要	回復的な環境の整備	10) 周辺市町村・研究機関・民間企業と連携したデジタルアーカイブの導入に向けた調査研究 11) 文化遺産の見守り・点検活動の継続 12) 景観・市民遺産会議などの関係団体と連携し情報の共有 13) 移転先確保など、文化遺産の消失を回避する仕組みづくり 14) 文化遺産の文化財指定・登録等の検討		◎ 文化財
近世から続くマチ・ムラの祭事 (近世起源の地域祭事が伝わるという特徴)			十分な防災防犯対策が講じられていない文化遺産に対して、リスクを把握し、これらを踏まえた対策に関する計画策定が必要		史跡の保存・活用に向けた市民ワークショップの実施	◎ 文化財・都市計画		
人と遺跡の共存史（人と遺跡の共存史としての特徴）		防災防犯対策に基づく住環境保全のための環境改善を、文化遺産が持つ景観環境に配慮しつつ実施していくことが必要	生物多様性等、多様な視点を考慮した史跡環境整備		◎ 文化財			
太宰府に集まる文化財（奉納・寄贈による文化財集積としての特徴）		文化財防災デーの防災訓練だけでなく、持続的に防災防犯の意識を高める取組が必要	ICTを活用した情報発信を推進します	活用による史跡地の管理と整備	17) 史跡の獣害対策 18) 多くの主体連携による歴史的風致・景観保全・史跡地環境の改善 19) 環境保全、歴史的風致維持のための樹木・竹林の伐採 20) 象徴的工作物の視覚化、実体化（政庁の復元検討、朱雀大路の創出、旅人像の制作など） 21) 歴史的な建造物の保存・修理及び歴史的景観の修景 22) 歴史的な道（朱雀大路、太宰府天満宮参道等）の環境整備 23) 多様な団体による史跡地を活用した“遊びスポット”づくり	○ 環境・産業振興・防災安全・文化財		
山に登る文化（登山にかかわる歴史文化を有する特徴）		本市の歴史文化に関心を持ってもらうため、様々な機会を捉えて広域的な情報発信を行うことが必要		防災・防犯に関する調査・計画	文化財の収蔵環境の確保・改善	◎ 都市計画・文化財・環境		
太宰府を愛する芸術家たちの創作活動（芸術文化を生み出す場としての特徴）		音や香り等の五感に訴える文化遺産を含め、広く知られていない文化遺産について理解を広げていくために新たな情報通信技術を知り、活用を進めていくことが必要		防災・防犯に向けた整備・対策	文化財関連施設の再編と施設管理計画の策定	○ 都市計画・文化財・産業振興		
		経年による劣化やユニバーサルデザインには程遠い現地ガイダンス機能があり、サインや拠点施設、便益施設の更新等が必要	広域的な情報の発信	理解を深める多様な文化遺産の情報発信	26) 文化遺産を取り巻く危険個所の調査および計画（国土強靱化計画等）の策定 27) 防災、減災のための樹木の伐採 28) 史跡地内の危険箇所についての検討及び防災工事 29) 史跡地内ないしは史跡地と居住域の境界にある急傾斜地保全のために、必要となる保全区域確保のための公有化の検討	○ 都市計画・文化財・産業振興		
		発信する情報の素材となる本市の歴史文化を丁寧に語れるガイドが必要		防災・防犯に関する普及活動	30) 不法投棄、気候変動など文化遺産を取り巻くリスクに関する情報の多様な媒体を用いた発信 31) 文化財防火デー等による周知のみならず、様々な機会をとらえ文化遺産防災研修やセミナーの実施	○ 都市計画・文化財・産業振興		
		史跡や市内回遊する利用者動向を把握し、効果的な情報発信や誘導を行うことが必要		おもてなし人材の育成	32) 太宰府地域の特徴を活かした展示・シンポジウム等の企画開催 33) 日本遺産HP・アプリの継続運用 34) 親しみやすさを重視し本市キャラクターによるSNS配信 35) 歴史的な音や香り等多様な素材の情報発信 36) 画像等の公開・閲覧を意識した公式サイトでのアーカイブの導入に向けた調査研究	○ 産業振興・文化財		
		地場みやげ産業の振興につながる太宰府ならではの食や特産品の開発やブランド化の余地があり、本市の歴史文化を意識した製品の開発を行うことで「ふるさと納税」返礼品につながるようさらに進めることが必要	地場みやげ産業振興	リピーターにつなげる発信	37) 解説場所に応じ、生物多様性に配慮した植生情報などを記載した文化遺産解説サインの整備・更新 38) 文化財関連施設のガイダンス機能の改修・整備 39) 歴史文化を発信する市民団体・NPO法人への支援 40) 観光ガイドの設置・育成	○ 建設・文化財・産業振興		
		市内に宿泊する観光客が少ないことから、滞在型の大太宰府観光産業につながる広域的な視点からの宿泊施設や便益施設等の自治体間共有、本市固有の歴史文化を素材とし外国人も対象とした新たな回遊ルートや素材活用策が必要		経済効果を高める地場みやげ産業振興や滞在型の大太宰府観光を推進します	41) 利用者の特性を把握し、効果的なPRIに役立てるシステムづくり 42) 歴史文化を活かした特産品や太宰府グルメの開発および販促の支援 43) 太宰府の文化遺産を活かしたオンラインツアーや体験型ツアーなどの次世代型観光産業の創出	◎ 防災安全・文化財		
		市民がいまいきと活動できるようサポートする仕組みや組織が必要		保存・活用を支援する仕組みの充実	44) 文化遺産を活かした回遊ルートを設け、周遊イベントを開催 45) 健康づくりマップへの援用など多様な使用法へ対応できるよう文化遺産をプロットしたマップの作成 46) 回遊ルートを使った、文化遺産ツアーのふるさと納税返礼品へのエントリー 47) 文化遺産を結ぶ交通手段の周知 48) 古民家を活用した宿泊施設の整備、誘致、積極的な宣伝活動 49) 多様な団体と情報共有し、史跡地等を活用した観光・産業プログラムの創出	○ 建設・文化財・産業振興		
	多様な組織が集まり、相互に助け合う仕組みが必要	体制づくりの支援	50) 太宰府市民遺産活用推進計画や太宰府市歴史的風致維持向上計画などの推進 51) クラウドファンディング（ふるさと納税）を活用した財源確保 52) 文化財保存活用支援団体・歴史的風致維持向上支援法人の指定推進と支援 53) 文化遺産の保存・活用を行う団体への支援	○ 環境・文化財				
	育成の手が届いていない文化遺産が多いことに加え、保存・活用に関わる条例や計画、組織が多岐にわたるため、本計画を根拠とした制度のあり方の整理が必要	文化遺産の保存・活用をリード（先導）する	54) 太宰府市文化財保護条例や太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例等の見直しの検討 55) 本計画の見直しと重点的措置等の再検討	◎ 環境・文化財				
	あらゆる文化遺産の保存・活用を推進できるよう、庁内で行っている情報共有会議のさらなる推進や、市民とともに考え・推進するとともに、周辺自治体との広域連携を図っていくために、十分な体制整備が必要	文化遺産の保存・活用をリード（先導）する	56) 関係機関とともに情報発信できる連携体制強化の検討 57) 関係機関（学校、商業団体等）との包括連携による実践 58) 日本遺産「西の都」関係自治体との連携強化	◎ 環境・文化財				

（※別紙参照）